

ゼロカーボンパートナーシップ事業のQ&A

【目次】

I 事業の概要	．．．．．	2
II ロゴ	．．．．．	2
III 省エネ診断	．．．．．	3
IV パートナーの役割	．．．．．	3
V その他	．．．．．	4

I 事業の概要

Q 1 ゼロカーボンパートナーシップ事業の目的は何か。

A 1 市と事業者が連携することで事業者の地球温暖化対策の機運を高め、市内の産業及び業務部門の温室効果ガス排出量の削減を推進することが目的です。

Q 2 協定締結後の市の役割、パートナーの役割は何か。

A 2 それぞれの役割は以下のとおりです。

【市の役割】

- ・パートナーに、認定証（盾）及びゼロカーボンロゴ（データ）を提供する。
- ・「省エネ最適化診断」、「ウォークスルー診断」、「IT診断」の診断料を負担する。
- ・省エネ設備改修等に対して支援や情報提供を行う。
- ・パートナーの取組について、市のホームページ等で紹介する。
- ・パートナー同士が取組状況や課題を話し合える場を作る。

【パートナーの役割】

- ・パートナーが所有する施設や設備等の脱炭素化に向けた取組を推進する。（温室効果ガス排出量削減に寄与する。）
- ・市主催の「環境セミナー」や「かんきょう出前講座」の講師として、環境教育・啓発に協力する。
- ・災害を起因とする停電時に、所有する電気自動車、太陽光パネルや蓄電池等を活用して、市への電力供給に協力する。

Q 3 パートナー協定締結期間はいつまでか。

A 3 環境基本計画の温室効果ガス排出量削減目標年度である令和12(2030)年度までの予定です。ただし、本市は令和32(2050)年を目標年とする「ゼロカーボンシティ宣言」を行っているため、協議の上、協定を継続する可能性もあります。

Q 4 誰でもパートナーになれるのか。

A 4 暴力団関係者や公序良俗に反する等、市がパートナーとしてふさわしくないと判断した場合は、協定の締結を断る場合があります。

Q 5 協定を解約することはできるのか。

A 5 解約を希望する場合は、30日以上前に市までご連絡をください。

Q 6 協定締結に関する申出書類の提出はメールでもいいか。

A 6 誓約書は、署名又は記名押印が必要のため、直接窓口を持参するか郵送にて提出してください。

II ロゴ

Q 1 ロゴの使用料はかかるのか。

A 1 ゼロカーボンパートナーシップ協定者は無料で使用できます。

Q 2 どのようなものにロゴを使用できるのか。

A 2 ゼロカーボンパートナーシップ協定者は、ホームページや名刺、車のラッピング等に使用できます。

Q 3 ロゴの使用制限はあるのか。

A 3 使用できるのは原則ゼロカーボンパートナーシップ協定を締結した事業者等のみです。ただし、当該事業者であっても商品等に表示するなどの営利目的や政治や宗教活動のほか品位をおとしめるような使用は要綱で禁止しています。ロゴの使用範囲について不明な点があれば、環境政策課（079-427-9769）までご連絡ください。

Ⅲ 省エネ診断

Q 1 省エネ診断とは何か。

A 1 省エネルギー診断（省エネ診断）とは、省エネの専門職が工場やビル、店舗などに直接出向き、エネルギー使用状況を把握し、省エネ可能な改善項目を提案する制度です。

Q 2 省エネ診断によって何が分かるのか。

A 2 診断により改善提案が提示され、項目ごとのCO2削減量、費用削減額、投資額や回収年等が分かります。中には運用改善のみでCO2排出量を削減できる項目もあり、費用をかけずに取り組むことができます。

Q 3 省エネ診断費の市の負担割合は。

A 3 予算の範囲内で省エネ診断費の全額(税別)を市が負担します。

Q 4 省エネ診断費の消費税分はなぜ市が負担しないのか。

A 4 市が消費税相当額も負担した場合、消費税申告義務のある事業者は消費税仕入税額控除が確定したら市に返還してもらうことになるため当初から市の負担には含めておりません。

Q 5 すべてのパートナーが省エネ診断をする必要があるのか。

A 5 市が全額(税別)負担するため可能な限り診断を実施し、省エネ対策の可能性調査をしていただきたいですが、必須ではありません。受診できる事業者等の詳細は、下記のホームページをご参照ください。

省エネ診断（ウォークスルー、IT診断）：<https://www.shoeneshindan.jp/guide/>

省エネ最適化診断：<https://www.shindan-net.jp/faq>

Ⅳ パートナーの役割

Q 1 パートナーの役割として市主催の環境教育・啓発に協力とあるが具体的には何をするのか。

A 1 現在も地元の学校や施設等で本市が環境教育・啓発を行っておりますが、パートナーにも講師として、自身の温室効果ガス排出量削減の取組を、紹介していただきます。講演の実施は必ずではなく、各パートナーの可能な範囲でご協力ください。

Q 2 パートナーの役割として災害時に電力供給の協力とあるが具体的には何をするのか。

A 2 災害を起因とする停電時、避難所にパートナー所有の電動車を可能な範囲で配備していただきます。また、公用車である電気自動車をパートナー所有の太陽光発電などの再生可能エネルギーから充電することで災害時の車両や蓄電池として活用します。設備等の貸出は必ずではなく、各パートナーの可能な範囲ご協力をいただきます。

V その他

Q 1 パートナーになった後の取組状況はどのように把握するのか。

A 1 指定の様式を用いて、年に1回ご報告いただく予定です。